

【製造所又は営業所の設備の概要図】

製造所・営業所の平面図		
製造所・営業所の所在地		
製造所・営業所の名称		電話 ( )

(注意)

1 製造業

- (1) 工場全図に毒物劇物作業場及び貯蔵所を朱書すること。
- (2) 毒物劇物作業場については詳細に記入すること(床面の種類、廃液の処理方法、有害ガスに対する施設等)。
- (3) すべてを記載できない場合は別紙のとおりとし、別紙を添付すること。

2 輸入業

- (1) 営業所の平面見取図を記入すること。
- (2) 毒物劇物貯蔵所を朱書すること。

製造所・営業所への案内図